

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250124	用瀬運送有限会社(法人番号7270002004775) 代表者松尾広樹	鳥取県鳥取市用瀬町樟原273-5	本社営業所	鳥取県鳥取市用瀬町樟原273-5	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号及び同条第4項	令和6年4月24日、同年6月20日及び同年7月23日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故惹起(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)	5	5
20250124	有限会社周南硝子(法人番号3250002003089) 代表者松村幸治	山口県防府市新築地町20-9	本社営業所	山口県防府市新築地町20-9	輸送施設の使用停止(135日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号及び同条第4項	令和6年7月22日、同年9月2日及び同年10月29日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業用自動車の定期点検整備義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)	14	14